

令和6年3月26日

市内居宅介護支援事業所

市内地域密着型サービス事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課長

## 令和6年度介護報酬改定における加算届出の取扱いについて

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和6年度介護報酬改定に伴い、新設及び改定等のあった加算等の届出の対応を下記のとおりとさせていただきますので、留意事項をご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月1日～）（地域密着型サービス）（別紙1-3）
- ・各種加算等に関する届出書及び添付書類（下記「4. 留意事項」参照）

#### 2. 提出期限

##### 令和6年4月1日（月）（当日消印有効）

- ・令和6年度介護報酬改定の影響を受けない加算についても上記の提出期限とします。
- ・提出期限が短くなっておりますので、柔軟に対応いたします。期限が遅れての提出となる可能性のある場合は、必ず事前にご相談いただきますようお願いいたします。

#### 3. 提出方法・提出先

窓口、郵送またはメールでご提出ください。

- 窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎2階）
- 郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目6-9番地
- メール：[kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp)（★を@に変換してください）

#### 4. 留意事項

##### (1) 地域密着型サービス共通

- ・**高齢者虐待防止措置実施の有無**：届出がない場合は「減算型」となります  
【添付書類】「虐待防止のための指針」の表紙のみ（表紙がない場合は1ページ目のみ）
- ・**業務継続計画策定の有無**：届出がない場合は「減算型」となります（定期巡回を除く）  
【添付書類】「業務継続計画（感染症及び災害）」の表紙のみ（表紙がない場合は1ページ目のみ）

(2) 居宅介護支援

- ・ **情報通信機器等の活用等の体制**：既に届出がなされている場合についても、加算有無の変更に関わらず、再度届出をしてください

【添付書類】なし

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・ **口腔連携強化加算**：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】口腔連携強化加算に関する届出書（別紙 11）

- ・ **緊急時訪問看護加算**：既に「あり」の届出がなされている場合についても、加算区分の変更に関わらず、再度届出をしてください

【添付書類】緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙 16）

- ・ **総合マネジメント体制強化加算**：既に「あり」の届出がなされている場合についても、加算区分の変更に関わらず、再度届出をしてください

【添付書類】総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙 42）

(4) 地域密着型通所介護

- (1) 以外の令和 6 年度介護報酬改定に係る新設や改定に伴う加算届出の対応なし

(5) (介護予防) 認知症対応型通所介護

- (1) 以外の令和 6 年度介護報酬改定に係る新設や改定に伴う加算届出の対応なし

(6) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護（短期利用型も含む）

- ・ **生産性向上推進体制加算**：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙 28）

- ・ **総合マネジメント体制強化加算**：既に「あり」の届出がなされている場合についても、加算区分の変更に関わらず、再度届出をしてください

【添付書類】総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙 42）

- ・ **認知症加算**：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙 44）

(7) 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型も含む）

- ・ **生産性向上推進体制加算**：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙 28）

- ・ **総合マネジメント体制強化加算**：既に「あり」の届出がなされている場合についても、加算区分の変更に関わらず、再度届出をしてください

【添付書類】総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙 42）

- ・ **認知症加算**：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙44）

- ・緊急時対応加算：既に「あり」の届出がなされている場合についても、新しい要件を満たす場合には、再度届出をしてください

【添付書類】緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙16）

- ・専門管理加算：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】専門管理加算に係る届出書（別紙17）

(8) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用型も含む）

- ・生産性向上推進体制加算：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）

- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙35）  
第二種協定指定医療機関との協定書の写し

- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙35）

- ・認知症チームケア推進加算：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙40）

- ・医療連携体制加算Ⅰ：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（別紙48）

従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（加算算定適用開始月のもの）

※看護師が事業所に所属する職員の場合のみ提出

看護職員の資格証の写し

※看護師が事業所に所属する職員の場合のみ提出

病院、診療所、訪問看護ステーションとの協定書

※看護師が連携先に所属する職員の場合のみ提出

重度化した場合における対応に係る指針

- ・医療連携体制加算Ⅱ：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（別紙48-2）

(9) 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型も含む）

- ・生産性向上推進体制加算：届出がない場合は「なし」となります

【添付書類】生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）

- ・夜間看護体制加算：既に「対応可」の届出がなされている場合についても、加算区分の変更に関わらず、再度届出をしてください

【添付書類】夜間看護体制加算に係る届出書（別紙33）

従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（加算算定適用開始月のもの）

※24時間連絡がとれる職員の時間数を○で囲むこと

重度化した場合における対応に係る指針

- ・ **高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ**：届出がない場合は「なし」となります  
 【添付書類】 高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙 35）  
 第二種協定指定医療機関との協定書の写し
- ・ **高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ**：届出がない場合は「なし」となります  
 【添付書類】 高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙 35）

(10) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・ **生産性向上推進体制加算**：届出がない場合は「なし」となります  
 【添付書類】 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙 28）
- ・ **高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ**：届出がない場合は「なし」となります  
 【添付書類】 高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙 35）  
 第二種協定指定医療機関との協定書の写し
- ・ **高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ**：届出がない場合は「なし」となります  
 【添付書類】 高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙 35）
- ・ **個別機能訓練加算**：既に「あり」の届出がなされている場合についても、加算区分の変更に関わらず、再度届出をしてください  
 【添付書類】 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（加算算定適用開始月のもの）  
 資格証の写し  
 個別機能訓練計画書（様式）
- ・ **認知症チームケア推進加算**：届出がない場合は「なし」となります  
 【添付書類】 認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙 40）

5. 参考

市ウェブサイトの様式等を掲載しておりますので、ご参照ください。

- 居宅介護支援事業所の介護給付費算定に係る加算（減算）の体制などの届出について

URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009128.html>



- 地域密着型事業所の介護給付費算定に係る加算（減算）の体制などの届出について

URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009122.html>



各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係			
係長	熊澤	担当	森
メール	<a href="mailto:kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp</a> (★を@に変換してください)		
電話	058-383-2067 (直通)		
FAX	058-383-6365		